

令和7年度 京都府奨学のための給付金 制服の再購入に係る給付額の加算について

令和7年度奨学のための給付金の対象となる世帯において、高等学校等で着用を義務付けられている制服が、災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に、加算額を支給します。

1 対象となる世帯

該当確認フローチャート

Q1. 高等学校等で着用を義務付けられている制服が、災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要ですか？

はい

Q2. 令和7年度京都府奨学のための給付金を受給しましたか？

※生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」受給世帯として受給した場合や、令和7年度京都府奨学のための給付金（新入生一部早期給付）のみ受給した場合は「いいえ」に進んでください。

はい

Q3. 基準日（※）時点で、次のいずれかの事由に該当しますか？

- ☐ 学校を休学又は退学している。
- ☐ 就学支援金、学び直し支援金及び専攻科修学支援金のいずれについても受給資格がない。
- ☐ 生活保護の認定を受け、生業扶助が措置されている。
- ☐ 児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている。（母子生活支援施設の高校生等を除く。）
- ☐ 保護者等が京都府内に住所を有していない。

該当しません

制服の再購入に係る給付金の加算の対象となります。（Q4に進む）

該当します

制服の再購入に係る給付金の加算の対象にはなりません。

いいえ

いいえ

※基準日

……災害等が令和7年7月1日以前に発生した場合は令和7年7月1日、災害等が令和7年7月2日以降に発生した場合は、制服の再購入に係る給付額の加算に申請した月の翌月の1日（災害等が発生したのが制服の再購入に係る給付額の加算に申請した月の1日の場合は申請した月の1日）

2 加算額

私立の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり 81,000 円
(当該災害等につき 1 回に限る。)

3 必要書類

Q4. 住所、在学学校等、令和 7 年度京都府奨学のための給付金の申請書に記載した事項に変更がありますか？

いいえ

以下の書類を提出してください。

- 「制服の再購入に係る誓約書」(申請者が記入)
- 「制服の再購入に係る証明書」(学校が記入)
- 罹災証明書又は罹災証明書に類する公的書類(原本)

はい

以下の書類を提出してください。

- 「制服の再購入に係る誓約書」(申請者が記入)
- 「制服の再購入に係る証明書」(学校が記入)
- 京都府奨学のための給付金申請書

(令和 7 年度京都府奨学のための給付金(通常申請)に申請されていた方は別記第 1 号様式を、令和 7 年度京都府奨学のための給付金(家計急変)に申請されていた方は別記第 1 号様式の 2 を提出してください。)

- 罹災証明書又は罹災証明書に類する公的書類(原本)

※様式等を案内しますので、提出前に学校又は京都府文化生活部文教課に相談してください。

【お問い合わせ先(私立担当)】

京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

(電話：075-414-4516)

受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分